

社会福祉法人やまゆり福祉会 八王子美山学園生活介護事業工賃規程

（目的及び適応範囲）

第1条 この規程は、社会福祉法人やまゆり福祉会八王子美山学園（以下「学園」という。）が行う障害者総合支援法に基づく生活介護事業の利用者に対し支給する工賃について、必要な事項を定めるものとする。

（工賃の支払方法）

第2条 工賃は、直接利用者本人に対し、通貨でその全額を支払い、領収簿に本人の署名又は捺印後、学園に提出することで確認する。ただし、本人が領収簿に署名又は捺印することが困難である場合には、代理者が捺印することができる。

（工賃の計算期間及び支払期日）

第3条 工賃は、毎月2回、前々月の21日から前月の20日までの分を翌月5日及び20日に支払う。ただし、支払日が休日にあたる場合は、その後日の通所日に支払う。また、通所日の都合でやむを得ない場合は、支払日を他の日に繰り延べることがある。

（工賃の計算）

第4条 工賃の計算は、別表の「作業工賃基準表」に基づき、生産活動に従事する利用者の勤務実態及び生産能力に応じて支払うものとする。

（工賃計算の単位）

第5条 工賃計算の単位は、10円とし、10円未満の場合は切り捨てとする。

（その他）

第6条 この規程に定めるもののほか、工賃に関する事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年1月21日より施行する。

(第4条関係)

作業工賃基準表

区分	支給額	評 価
A	500円 (250円+250円)	① 参加した場合。 ② 支援員が何度も声掛けを行うと、時々、仕事をする。
B	1,000円 (500円+500円)	① 支援が必要だが、ゆっくり行える。 ② 手を止めてしまうことがある。 ③ 声掛けが多く必要。
C	1,500円 (750円+750円)	① 支援が必要だが、ゆっくり行える。 ② 手を止めない。
D	2,000円 (1,000円+1,000円)	① 支援が必要だが、仕事ができる。 ② 手を止めない。 ③ 声掛けが必要。
E	3,000円 (1,500円+1,500円)	① 支援員が常時つかなくても仕事ができる。 ② 時々手を休める。 ③ 声掛けが必要。
F	4,000円 (2,000円+2,000円)	① 支援員が常時つかなくても仕事ができる。 ② 数回の説明で仕事ができる。
G	10,000円 (5,000円+5,000円)	① 支援員が常時つかなくても仕事ができる。 ② 正確に仕事ができる。
H	15,000円 (7,500円+7,500円)	① 支援員が常時つかなくても仕事ができる。 ② 正確に仕事ができる。 ③ 店舗での接客ができる。

① 長期外泊（6日以上）等によって参加しない場合は、外泊数によって減額する。